

第 1 部 総則

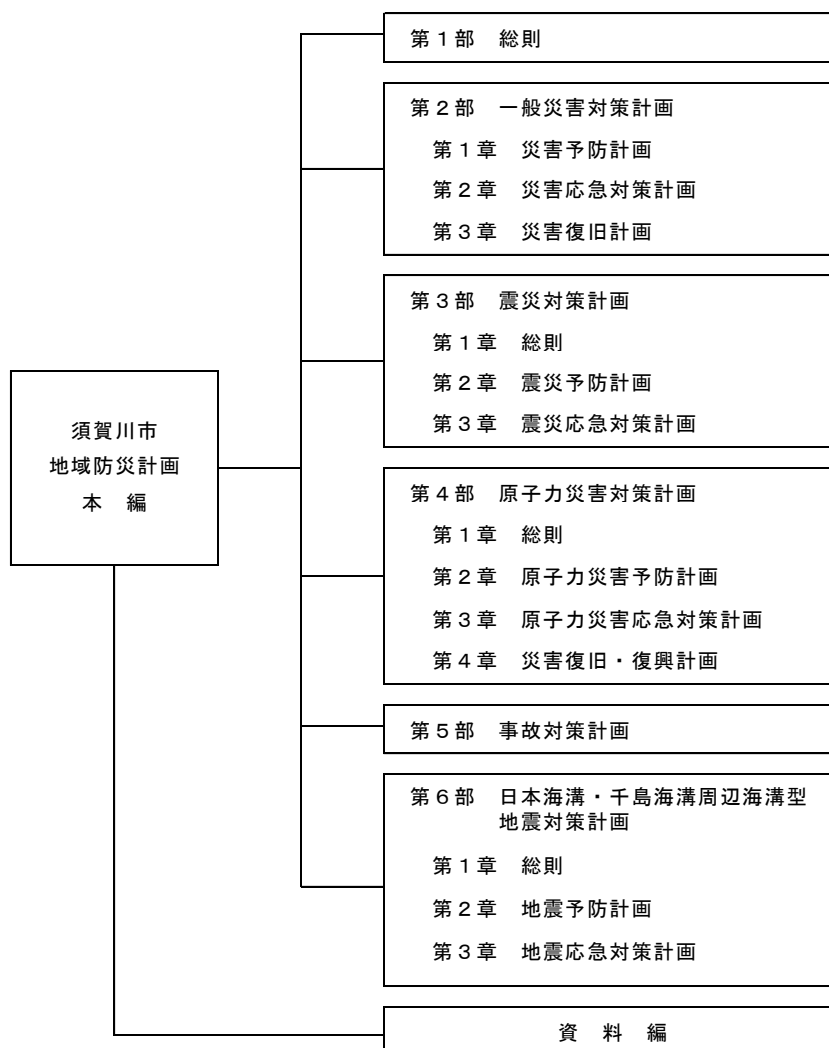
第1節 計画の目的及び方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、本市において防災上必要と考えられる施策の基本を定める計画であり、県、市、公共機関及び市民がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

本計画は、本編「第1部 総則」、「第2部 一般災害対策計画」、「第3部 震災対策計画」、「第4部 原子力災害対策計画」、「第5部 事故対策計画」、「第6部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」と「資料編」により構成する。「第2部 一般災害対策計画」は、風水害を中心に災害全般について整理し、「第3部 震災対策計画」、「第4部 原子力災害対策計画」、「第5部 事故対策計画」、「第6部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」においては、その災害の特性から特に必要な項目のみ整理する。



第3 計画の基本方針

本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえながら取り組む。

<関係法令等の遵守>

災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。

<防災・減災事業の推進>

風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。

<施設・設備・資機材等の整備>

市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。

<ライフライン施設の強化>

上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設の安全の強化を図る。

<防災関係機関相互の協力体制の強化>

災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。

<地域の防災力の強化>

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。

<市民の防災に関する意識の高揚>

「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。

<発災直前及び発災後の活動目標>

活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。

<要配慮者への対応>

急速な高齢化、国際化に伴い高齢者、外国人、観光客等が増大しており、要配慮者も増大しているため、これらの要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。

SDGs (Sustainable Development Goals)

平成27（2015）年9月に国連総会で採択された、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す、国際社会の共通目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4 計画の修正

災害予防計画、災害応急対策計画をはじめ災害に関連する計画は、市、県、国、防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、県、国、防災関係機関の計画の改訂、関係法令の改正、市の組織の改正、社会情勢の変化等にあわせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5 計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、防災・減災教育、防災訓練、防災・減災に関する広報の実施等により職員及び市民に対し、本計画の周知徹底に努める。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 須賀川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 福島県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図る

とともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民及び自主防災組織等

防災においては、「自らの身の安全は自らが守る」というのが防災の基本であり、住民は自覚を持って、平素から、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1 市及び関係機関等

1) 須賀川市

- ・ 防災組織の整備及び育成指導
- ・ 防災知識の普及及び教育
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災施設の整備
- ・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ・ 避難対策
- ・ 消防活動その他応急措置
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 保健衛生
- ・ 文教対策
- ・ 被災施設の復旧
- ・ その他の災害応急対策
- ・ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2) 須賀川地方広域消防本部

- ・ 消防に関する施設及び組織の整備
- ・ 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
- ・ 災害の発生予防、被害の拡大防止のための措置
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 避難の誘導
- ・ 消防、水防の通信、気象情報の収集、伝達

3) 消防団

- ・ 災害時の消防、水防活動の実施
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 避難の誘導
- ・ 災害時における応急復旧作業の実施

2 県関係機関

1) 福島県(県中地方振興局)

- ・ 防災組織の整備
- ・ 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整
- ・ 防災知識の普及及び教育
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災施設の整備
- ・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 緊急輸送の確保
- ・ 交通規制、その他社会秩序の維持
- ・ 保健衛生
- ・ 文教対策
- ・ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- ・ 災害救助法に基づく被災者の救助
- ・ 被災施設の復旧
- ・ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2) 県中保健福祉事務所

- ・ 災害救助法に基づく医療及び助産
- ・ 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置

3) 須賀川農業普及所

- ・ 災害時における農作物の技術対策

4) 須賀川土木事務所

- ・ 公共土木施設に対する応急措置の実施
- ・ 公共土木施設の維持管理、災害復旧

5) 県警察(県警察本部・須賀川警察署)

- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 災害広報の実施
- ・ 避難の指示及び誘導
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 危険物等の保安措置
- ・ 交通規制、警戒区域の設定
- ・ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

1) 東北農政局（福島県拠点）

- ・農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- ・農業関係被害情報の収集報告
- ・農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- ・被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- ・排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- ・野菜・乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- ・応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

2) 関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）

- ・国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- ・災害復旧用材（国有林材）の供給

3) 東北地方整備局（郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所）

- ・災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- ・直轄公共土木施設の整備と防災管理
- ・洪水予警報等の発表及び伝達
- ・水防活動の支援
- ・災害時における通行規制及び輸送の確保
- ・被災直轄公共土木施設の復旧
- ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

4) 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表
- ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ・県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地・郡山駐屯地）

- ・県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

5 指定公共機関

1) 日本郵便株式会社（須賀川支店）

- ・ 災害時における郵便事業運営の確保
- ・ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

2) 日本郵便株式会社（各郵便局）

- ・ 災害時における郵便局窓口業務の維持
- ・ 災害時における郵便局窓口業務継続のための特別措置

3) 日本赤十字社（福島県支部須賀川市地区）

- ・ 医療、助産等救護の実施
- ・ 義援金の募集
- ・ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

4) 日本放送協会（福島放送局）

- ・ 気象、災害情報等の放送
- ・ 住民に対する防災知識の普及

5) 東日本旅客鉄道(株)（仙台支社福島支店）

- ・ 鉄道施設等の整備及び防災管理
- ・ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- ・ 災害時における応急輸送対策
- ・ 被災鉄道施設の復旧

6) 東日本電信電話(株)（福島支店）

- ・ 電気通信施設の整備及び防災管理
- ・ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- ・ 被災電気通信施設の復旧

7) 日本通運（株）（郡山支店県南ロジスティクス事業所）

- ・ 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

8) 東北電力ネットワーク(株)（須賀川電力センター）

- ・ 電気供給施設の整備及び防災管理
- ・ 災害時における電力供給の確保
- ・ 被災電力施設の復旧

6 指定地方公共機関

1) バス機関（福島交通(株)須賀川営業所）

- ・被災地の人員輸送の確保
- ・災害時における避難者等の緊急輸送の協力

2) 放送機関（福島テレビ(株)・(株)福島中央テレビ・(株)福島放送・(株)テレビユー福島・(株)ラジオ福島・(株)エフエム福島）

- ・気象予報、警報等の放送
- ・災害状況及び災害対策に関する放送
- ・放送施設の保安
- ・住民に対する防災知識の普及

3) 新聞社（(株)福島民報社・福島民友新聞(株)）

- ・災害状況及び災害対策に関する報道

4) 運輸業者

- ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力

5) 医療関係機関（(一社)須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）

- ・医療助産等救護活動の実施
- ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- ・防疫その他保健衛生活動の協力

6) (一社)福島県LPガス協会（須賀川支部）

- ・災害時におけるLPガスの安全対策の実施

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1) 夢みなみ農業協同組合

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・農作物災害応急対策の指導
- ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

2) ふくしま中央森林組合（岩瀬事務所）

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

3) 須賀川商工会議所・大東商工会・長沼商工会・岩瀬商工会

- ・市及び県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- ・災害時における物資安定確保についての協力
- ・救助用物資、復旧資材の確保について協力

4) ウルトラFM（(株)こぶろ須賀川）

- ・災害状況及び災害対策に関する放送

5) 地方新聞社（(有)マメタイムス社・(有)阿武隈時報社）

- ・災害状況及び災害対策に関する報道

6) 金融機関

- ・災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

7) 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における受入者の保護及び誘導
- ・災害時における病人等の受入及び保護
- ・災害時における被災負傷者の治療及び助産

8) 社会福祉施設等の管理者

- ・避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ・災害時における入所者の保護及び誘導

9) (福) 須賀川市社会福祉協議会

- ・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

10) 自主防災組織及び自治組織等

- ・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・地域における住民の避難誘導、被災者の救護
- ・その他災害時における応急対策の協力

11) 危険物等施設の管理者

- ・安全管理の徹底
- ・防護施設の整備
- ・災害応急対策及びその復旧対策の確立

12) LPガス取扱事業所

- ・安全管理の徹底
- ・ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第3節 須賀川市の概況

第1 位置及び面積

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、東西に 37.9km、南北に 16.5km の広がりを持ち、面積は 279.43km²、北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接している。

第2 地勢

本市は、東西に扁平な形状をなしており、西に那須連峰、東に阿武隈高地の山々が連なり、その間の中央部に平坦地が広がっている。中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部の山岳地帯から中央部の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川等があり、その流れに沿って肥沃な農耕地が広がっている。

第3 気象

気候は、総体的に一年を通じて比較的温和で関東地方に近いものの、奥羽山系の影響を強く受ける西部は日本内陸型に属し、気温の較差が大きく1月から3月までにかけては北西からの季節風が強い。

【資料 1-1】気象

第4 活断層

県内には、主に活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）から成る断層帯として、「会津盆地西縁断層帯」、「会津盆地東縁断層帯」、「福島盆地西縁断層帯」、「双葉断層」の4つがある。

本市周辺としては、栃木県に位置するが活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）とされている「関谷断層」、活断層と推定されるもの（確実度Ⅱ）として、「江花一虫笠断層」、「川桁山断層」がある。

第5 人口

本市は、平成 17（2005）年 4 月 1 日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、人口 8 万人の市となったが、平成 22（2010）年の国勢調査においては、人口 79,267 人、25,792 世帯、3.07 人/世帯、平成 27（2015）年の国勢調査においては、人口 77,441 人、26,345 世帯、2.94 人/世帯、令和 2（2020）年の国勢調査においては、人口 74,992 人、27,127 世帯、2.76 人/世帯となっている。総世帯数が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は減少しており、世帯の少人数化が進んでいる。

【資料 1-4】人口・世帯

【資料 1-5】高齢化率

第6 産業

令和2(2020)年における本市の就業構造は、第1次産業8.0%、第2次産業31.5%、第3次産業60.5%と就業者の半数以上が第3次産業に就業し、第1次産業就業者が減少、第3次産業が増加傾向にある。

農業においては、米、きゅうり、りんごといった特産品をはじめ、野菜、果物等の栽培が中心となっている。工業は、電気、金属、食料、情報、窯業が中心となっており、須賀川テクニカルリサーチガーデン内に用地を整備し、地域雇用と産業振興を推進している。商業は、県中地域第2都市として、県道須賀川二本松線沿いに商業集積されてきたが、近年は国道4号、市道1-20号線(東部環状線)沿いに郊外型の商業施設が立地している。

観光は、阿武隈山系の豊かな自然資源があり、国指定名勝「須賀川の牡丹園」や、釈迦堂川花火大会、長沼まつり、更に「松明あかし」には、毎年たくさんの観光客が訪れている。

【資料1-6】産業別就業人口

第7 土地利用

本市は、東西に長く、国道4号を軸とする中央部地域に市街地が形成され、それぞれ東西に優良な農業地が広がり、さらにそれらの東西に阿武隈山系、奥羽山系の良好な自然環境を有する地域が広がっている。

令和4(2022)年の地目別の土地利用は、山林が35.7%と最も多く、田の22.0%、畑の9.3%と続き、宅地は6.4%となっている。

【資料1-3】土地利用

第8 交通

本市の中央を南北に東北自動車道が縦断し、市内には東北自動車道の須賀川ICがあり、隣接する郡山市を磐越自動車道が東西に横断しており、本市は自動車交通の利便性が高い。一般道路は、国道4号、国道118号、国道294号、主要地方道須賀川三春線、主要地方道中野須賀川線、主要地方道古殿須賀川線、県道須賀川二本松線、県道三穂田須賀川線、県道安積長沼線、県道玉川田村線が主要な道路となっている。

鉄道は、東北新幹線が本市の中央を縦断し、郡山駅が本市から10km程度の位置にあり、市の中央に東北本線須賀川駅、市の東側に水郡線小塩江駅、川東駅があり、本市は鉄道の利便性も高い。

また、県内唯一の福島空港が本市にあり、県内はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

第4節 災害履歴

第1 地震災害

昭和元年以降の福島県に被害を及ぼした主な地震は次のとおりである。

発生年月	名称（震央地名）	震度等	被害場所・被害内容等
昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。
昭和8(1933)年 3月3日	昭和三陸地震 (三陸沖)	M8.1 震度5 福島、猪苗代 震度4 小名浜	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福浦・中村・磯部1~1.5m程度の津波。相双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決壊、床下浸水5棟。
昭和10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	M6.9 震度5 小名浜 震度4 猪苗代	小津波の発生。
昭和11(1936)年 11月3日	宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 震度5 小名浜 震度4 福島、猪苗代	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく落、道路の亀裂等が発生。
昭和13(1938)年 5月23日	(茨城県沖)	M7.0 震度5 福島、小名浜、 猪苗代	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。
昭和13(1938)年 11月5日	(福島県沖)	M7.5 震度5 福島、小名浜	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92回、福島164回発生。浜通りで死者1名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害。
昭和18(1943)年 8月12日	田島地震 (福島県会津)	M6.2 震度3 白河	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。
昭和35(1960)年 5月24日	チリ地震津波 (チリ南部)	M9.5 (モーメントマグニチュード)	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水出4隻の被害。
昭和39(1964)年 6月16日	新潟地震 (新潟県下越沖)	M7.5 震度5 只見 震度4 福島、郡山、小名浜、 白河、若松	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17ヶ所。被害額5億8,000万円。
昭和43(1968)年 5月16日	昭和43(1968年) 十勝沖地震 (青森県東方沖)	M7.9 震度4 福島、小名浜、白河	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。
昭和53(1978)年 6月12日	昭和53(1978年) 宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 震度5 福島 震度4 小名浜、白河、若松	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。
昭和62(1987)年 4月7日	(福島県沖)	M6.6 震度5 小名浜 震度4 福島、白河	ガラスの破損などの被害。

発生年月	名称(震央地名)	震度等	被害場所・被害内容等
昭和 62(1987)年 4月 23 日	(福島県沖)	M6.5 震度 5 白河 震度 4 福島、小名浜	軽傷者 1 名、半壊 1 棟、一部破損 1 棟の被害。 被害額 1 億 5,751 万円。
平成 6(1994)年 12月 18 日	(福島県会津)	M5.5 震度 4 若松	一部破損 10 棟。
平成 15(2003)年 5月 26 日	(宮城県沖)	M7.1 震度 5 弱 鹿島町、相馬市、原 町市、富岡町、小高 町、都路村	一部破損住家 124 棟、公共建物 12 棟、その他建 物 17 棟。
平成 16(2004)年 10月 23 日	平成 16(2004 年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	M6.8 震度 5 弱 只見町、西会津町、 柳津町	一部破損住家 1 棟。
平成 17(2005)年 8月 16 日	(宮城県沖)	M7.2 震度 5 強 国見町、川俣町、相 馬市、新地町、鹿島 町	一部破損 590 棟。
平成 20(2008)年 6月 14 日	平成 20(2008 年) 岩手・宮城内陸地震 (岩手県内陸南部)	M7.2 震度 5 弱 新地町	死者 1 名 (いわき市海岸の岩場での落石)
平成 23(2011)年 3月 11 日	平成 23(2011 年) 東北地方太平洋沖 地震 (三陸沖)	M9.0 震度 6 強 白河市、須賀川市、 国見町、鏡石町、天 栄村、楡葉町、富岡 町、大熊町、浪江町、 双葉町、新地町	○福島県内被害状況 (R4. 8. 1) 死者 4,164 名、重傷者 20 名、軽傷者 163 名 住家全壊 15,469 棟、住家半壊 83,323 棟、住家一 部損壊 141,057 棟、住家床上浸水 1,061 棟、住家 床下浸水 351 棟、公共建物被害 1,010 棟、その他 建物被害 36,882 棟、福島第 1 原子力発電所事故 ○須賀川市被害状況 (R4. 8. 1) 死者 12 名、軽傷者 1 名 住家全壊 1,249 棟、住家半壊 3,503 棟、住家一 部損壊 10,557 棟、住家床上浸水 32 棟、住家床 下浸水 30 棟、公共建物被害 93 棟、その他建物 被害 947 棟
令和 3(2021)年 2月 13 日	(福島県沖)	M7.3 震度 6 強 国見町、相馬市、 新地町 震度 6 弱 福島市、郡山市、須 賀川市、伊達市、本 宮市、桑折町、川俣 町、天栄村、南相馬 市、広野町、楡葉町、 川内村、大熊町、双 葉町、浪江町	○福島県内被害状況 (R4. 3. 8) 死者 2 名、重傷者 5 名、軽傷者 95 名 住家全壊 137 棟、住家半壊 2,785 棟、住家一部 損壊 20,614 棟、公共建物被害 519 棟、その他建 物被害 1,768 棟 ○須賀川市被害状況 (R4. 3. 8) 軽傷者 5 名 住家全壊 4 棟、住家半壊 127 棟、住家一部損壊 1,965 棟、公共建物被害 40 棟

発生年月	名称（震央地名）	震度等	被害場所・被害内容等
令和4(2022)年 3月16日	(福島県沖)	M7.4 震度6強 相馬市、南相馬市、 国見町 震度6弱 福島市、二本松市、 田村市、伊達市、桑 折町、天栄村、檜葉 町、富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町、新 地町、飯館村 震度5強 郡山市、いわき市、 白河市、須賀川市、 本宮市、川俣町、大 玉村、鏡石町、泉崎 村、中島村、矢吹町、 棚倉町、玉川村、浅 川町、古殿町、広野 町、川内村、葛尾村	○福島県内被害状況(R4.9.14) 死者1名、重傷者9名、軽傷者92名 住家全壊165棟、住家半壊4,024棟、住家一部 損壊30,621棟、公共建物被害350棟、その他建 物被害4,081棟 ○須賀川市被害状況(R4.9.14) 軽傷者1名 住家全壊0棟、住家半壊11棟、住家一部損壊863 棟、公共建物被害65棟

第2 風水害

昭和50年以降の本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

発生年月日	災害要因	被害場所・被害内容等
昭和56(1981)年 7月16日	集中豪雨	床上浸水7棟、床下浸水25棟。
昭和56(1981)年 8月22日	台風15号	床上浸水9棟、床下浸水53棟、家屋破損42棟。
昭和57(1982)年 8月3日	台風10号	床上浸水1棟、床下浸水11棟、家屋破損45棟。
昭和57(1982)年 9月12日	台風18号	床上浸水48棟、床下浸水163棟、家屋破損7棟、土砂崩れ25ヶ所、道 路決壊3ヶ所、橋流失3ヶ所。
昭和61(1986)年 8月5日	台風10号	河川の氾濫、土砂崩れ等、各地に甚大な被害が発生。8月7日本市に災害 救助法が適用。家屋破損21棟、床上浸水605棟、床下浸水586棟、救助 者44名。
昭和62(1987)年 7月14日	集中豪雨	床上浸水18棟、床下浸水151棟。
平成10(1998)年 8月27日	集中豪雨	全壊1棟、半壊2棟、一部損壊22棟、床上浸水193棟、床下浸水145棟、 救助者101名。
平成23(2011)年 9月21日	台風15号	一部損壊4棟、床上浸水363棟、床下浸水206棟。
令和元(2019)年 10月12日	東日本台風 (台風19号)	○須賀川市被害状況(R3.4.13) 救助者183名、死者3名、全壊155棟、半壊674棟、一部損壊233棟。

(場所の明記がない場合、被害数は須賀川地方広域消防管内)

第3 林野火災・火災

昭和50年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。

発生年月日	災害区分	被害場所・被害内容等
昭和50(1975)年 2月1日	火災	住宅から出火、住宅4棟を全焼、6世帯20名が災。
昭和51(1976)年 1月14日	火災	パチンコ店から出火し、店舗等2棟474㎡を焼失。
昭和51(1976)年 1月19日	火災	神社から出火、1棟132㎡を全焼。
昭和51(1976)年 6月28日	ガス爆発	社宅でガス漏れから爆発、負傷者2名。
昭和53(1978)年 3月7日	火災	住宅から出火、住家9棟、非住家12棟、1,433㎡を焼失。
昭和55(1980)年 7月15日	火災	百貨店から出火、1棟2,696㎡が焼失。
昭和59(1984)年 10月21日	火災	市立第二中学校から出火、1棟延べ3,383㎡が半焼。
昭和60(1985)年 8月7日	火災	連続放火事件(5件)が発生、7世帯13名が災。
平成3(1991)年 2月15日	火災	縫製工場から出火、6世帯20名が災、負傷者1名、全焼4棟、部分焼4棟、証焼損面積746㎡。
平成6(1994)年 4月16日	火災	倉庫から出火、6世帯16名が災、全焼7棟、9棟部分焼。
平成7(1995)年 2月15日	火災	店舗から出火、3世帯、3名が災、9棟焼損。
平成10(1998)年 1月23日	火災	休業中の遊技場から出火、715㎡を全焼。
平成14(2002)年 5月22日	爆発火災	花火製造作業現場が太陽光線により爆発。負傷者1名
令和2(2020)年 12月24日	火災	矢田野・南町で連続して住宅から出火。 0:30 矢田野の住宅から出火、1世帯1名が災、死者1名、全焼2棟、部分焼1棟。 1:50 南町の住宅から出火、11世帯19名が災、死者1名、全焼8棟、部分焼2棟、ぼや1棟。
令和3(2021)年 9月6日	火災	15:06 向陽町地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。
令和4(2022)年 2月20日	火災	16:23 北横田地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。
令和4(2022)年 9月17日	火災	12:48 小作田地内の空き家から出火、全焼1棟、部分焼2棟。

第4 その他自然災害

昭和50年以降の本市に被害を及ぼしたその他自然災害は次のとおりである。

発生年月日	災害要因	被害場所・被害内容等
昭和50(1975)年 8月～9月	干害	20日以上無降水日が続き、農作物に大きな被害が発生。
昭和52(1977)年	冷害	

発生年月日	災害要因	被害場所・被害内容等
昭和 55(1980)年 12月 24 日	豪雪	豪雪による甚大な被害が発生。負傷者 2 名、全壊住家 1 棟、非住家 16 棟、半壊住家 1 棟、非住家 11 棟。
昭和 58(1983)年 12 月～翌年 4 月	冷害	麦、野菜、果樹、杉、桧に大きな被害が発生。
昭和 63(1988)年 7 月～9 月	冷害	水稲に大きな被害が発生。
平成 5(1993)年 7 月～8 月	冷害	水稲に大きな被害が発生。
平成 13(2001)年 1 月 4 日・8 日	豪雪	
平成 15(2003)年 6 月～8 月	冷害	

第 5 大規模事故等

昭和 50 年以降の本市周辺で発生した事故は次のとおりである。

発生年月日	事故状況	発生場所	事故の内容等
昭和 50(1975)年 10 月 28 日	交通事故	天栄村	大型トレーラーの単独事故、4 名が車内に閉じこめられる。
昭和 54(1979)年 9 月 28 日	危険物 漏洩事故	玉川村	作業所内サービスタンクからの越油により、重油 2 キロリットルが河川、池に流出。
昭和 55(1980)年 10 月 11 日	交通事故	古殿町	県道いわき-石川線で大型バスとトラックが正面衝突、負傷者 28 名。
昭和 59(1984)年 1 月 22 日	CO 中毒事故	天栄村	わかさぎ釣りをしていた釣り人がテントの中で練炭により CO 中毒、5 名が死亡。
平成 4(1992)年 3 月 2 日	航空機墜落	平田村	自衛隊偵察機が墜落。死者 2 名、非住家 1 棟全焼、山林 57a 焼損。
平成 13(2001)年 1 月 5 日	多重衝突事故	郡山市	東北自動車道郡山南インター付近で地吹雪による視界不良で減速した車に追突、大型トラック、観光バス等 22 台の玉突き事故。重傷者 3 名、負傷者 15 名。
平成 18(2006)年 11 月 30 日	交通事故	須賀川市	国道 4 号上においてトラックと大型バスの追突事故。重傷者 4 名、中・軽傷者 22 名。

第5節 被害想定

第1 地震災害

1 被害想定概要

この被害想定は、福島県が令和元（2019）年から4か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。なおこの調査の概要は次のとおりである。

- ・地質、地盤等の基礎データの整理
- ・想定地震の設定
- ・地震動、液状化等の危険度の想定
- ・地震動に起因する人的被害、建物被害の想定
- ・ライフライン被害等の予測

2 想定地震

県は、「福島県地震・津波被害想定調査」において、「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地東縁断層帯を震源とする地震」、「各市町村直下の地震」の3つの内陸部地震と、海洋部地震である「想定東北地方太平洋沖地震」の合計4つの地震を想定している。

種別	地震名	マグニチュード	
		Mj※1	Mw※2
内陸部地震	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	7.8	7.1
	会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	7.7	7.0
	各市町村直下の地震	7.3	6.8
海洋部地震	想定東北地方太平洋沖地震	9.0	9.0

※1 気象庁マグニチュード

→ 地震計で観測される波の振幅から計算したもの。

※2 モーメントマグニチュード

→ 断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成して求めたもの。

3 想定結果

- (1) 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震、会津盆地東縁断層帯を震源とする地震及び想定東北地方太平洋沖地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。

ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震（想定最大震度：5弱）

(ア) 建物被害想定

種別	被害程度	冬 5 時		夏 12 時		冬 18 時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
揺れ	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
急傾斜地	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
火災	焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
合計	全壊・焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟

(イ) 人的被害想定

区分	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
		風速 8m/s	風速 8m/s	風速 8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	0 人	0 人	0 人
	うち屋内収容物等	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人
負傷者	建物倒壊	0 人	0 人	0 人
	うち屋内収容物等	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人
重傷者	建物倒壊	0 人	0 人	0 人
	うち屋内収容物等	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人

*: わずか, 0: 被害なし

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震（想定最大震度：6弱）

（ア） 建物被害想定

種別	被害程度	冬 5 時		夏 12 時		冬 18 時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	48 棟	48 棟	48 棟	48 棟	48 棟	48 棟
	半壊	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟
揺れ	全壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	半壊	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟
急傾斜地	全壊	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟
	半壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟
火災	焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
合計	全壊・焼失	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟
	半壊	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟

（イ） 人的被害想定

区分	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
		風速 8m/s	風速 8m/s	風速 8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	* 人	* 人	* 人
	うち屋内収容物等	* 人	* 人	* 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人
負傷者	建物倒壊	22 人	20 人	17 人
	うち屋内収容物等	8 人	6 人	6 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	22 人	20 人	17 人
重傷者	建物倒壊	* 人	* 人	* 人
	うち屋内収容物等	* 人	* 人	* 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人

*: わずか, 0: 被害なし

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

ウ 想定東北地方太平洋沖地震（想定最大震度：7）

（ア）建物被害想定

種別	被害程度	冬 5 時		夏 12 時		冬 18 時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	125 棟	125 棟	125 棟	125 棟	125 棟	125 棟
	半壊	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟
揺れ	全壊	2,241 棟	2,241 棟	2,241 棟	2,241 棟	2,241 棟	2,241 棟
	半壊	6,089 棟	6,089 棟	6,089 棟	6,089 棟	6,089 棟	6,089 棟
急傾斜地	全壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	半壊	6 棟	6 棟	6 棟	6 棟	6 棟	6 棟
津波	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
火災	焼失	186 棟	217 棟	361 棟	445 棟	747 棟	1,057 棟
合計	全壊・焼失	2,555 棟	2,586 棟	2,730 棟	2,814 棟	3,116 棟	3,426 棟
	半壊	6,693 棟	6,693 棟	6,693 棟	6,693 棟	6,693 棟	6,693 棟

（イ）人的被害想定

区分	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
		風速 8m/s	風速 8m/s	風速 8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	144 人	60 人	107 人
	うち屋内収容物等	3 人	3 人	2 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	津波	0 人	0 人	0 人
	火災	5 人	13 人	28 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	149 人	74 人	135 人
負傷者	建物倒壊	1,415 人	1,220 人	1,103 人
	うち屋内収容物等	65 人	52 人	50 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	津波	0 人	0 人	0 人
	火災	85 人	178 人	496 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	1,501 人	1,398 人	1,599 人
重傷者	建物倒壊	213 人	170 人	162 人
	うち屋内収容物等	13 人	10 人	10 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	津波	0 人	0 人	0 人
	火災	34 人	71 人	199 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	248 人	242 人	361 人

* : わずか, 0 : 被害なし

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

(2) 各市町村直下の地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。

ア 市町村直下の地震（想定最大震度：7）

（ア）建物被害想定

建物棟数	夏				冬			
	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
49,363 棟	3,642 棟	7.4%	9,303 棟	18.8%	3,642 棟	7.4%	9,303 棟	18.8%

- 1) 「福島県地震・津波被害想定調査－Ⅲ 被害想定について」の1.3(2)の揺れによる建物被害の手法を用いている。
 - 2) 建物棟数と被害棟数は、木造、非木造合わせた数である。なお、被害棟数の重複処理は行っていない。
 - 3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したものの。
- ※ 建物棟数及び被害棟数は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

（イ）人的被害想定（冬）

5時			12時			18時		
死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
233人	2,189人	350人	97人	1,890人	274人	173人	1,705人	263人

- 1) 「福島県地震・津波被害想定調査－Ⅲ 被害想定について」の2.2(2)の建物倒壊による人的被害の手法を用いている。
 - 2) 木造及び非木造建物の倒壊による人的被害を合わせた数である。
 - 3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したものの。
- ※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

第2 風水害

1 被害想定概要

市は、平成11(1999)年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成17(2005)年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成20(2008)年に洪水ハザードマップを改訂している。

また、平成23(2011)年9月21日の台風15号の影響を反映させ、平成24(2012)年に一部修正を行った。

平成27(2015)年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した洪水・土砂災害ハザードマップを令和2(2020)年度に作成した。さらに、令和4(2022)年9月に県が滑川の浸水想定区域を指定したことから、その内容を反映した洪水・土砂災害ハザードマップを令和5(2023)年度に作成予定。

2 浸水想定区域

阿武隈川、釈迦堂川の河川に沿って比較的狭い地区が浸水想定区域となっているが、阿武隈川では浜尾、和田地区、釈迦堂川では稲、岩渕地区が広い範囲で浸水想定区域となっている。滑川では、河川に沿って広範囲にわたり浸水想定区域となっている。3.0m以上の浸水予想区域は次のとおりである。

河川	浸水深	町内会・行政区
阿武隈川	5.0m以上	あおば町、愛宕町、下江持、下宿、下小山田、滑川、宮の杜、市野関、十貫内、小作田、昭和町、上江持、前田川、堤、浜尾
	3.0～5.0m未満	あおば町、愛宕町、下江持、下宿、下小山田、滑川、宮の杜、市野関、十貫内、小作田、昭和町、松が丘、上江持、前田川、堤、田中、浜尾、和田
釈迦堂川	5.0m以上	稲、丸田町、岩渕、弘法坦、守谷館、新栄町、西川、中宿川東、中宿第一、北町
	3.0～5.0m未満	稲、丸田町、岩渕、弘法坦、守谷館、新栄町、西川、中宿川東、中宿第一、北町
滑川	5.0m以上	森宿
	3.0～5.0m未満	下宿、森宿、仁井田、関下、滑川、十貫内、館ヶ岡、宮の杜、新田、梅田

※浸水区域は上記の地区の一部

第6節 調査研究推進体制の充実

第1 調査研究体制

1 防災アセスメントの実施

市では、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施について推進し、災害素因情報の蓄積と活用環境の整備を図る。

